

定 款

株式会社サードウェーブ

第1章 総則

第1条 (商号)

当会社は、株式会社サードウェーブと称し、英文では、THIRDWAVE CORPORATIONと表示する。

第2条 (目的)

次の事業を営むこと及び当該事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理すること。

1. コンピュータ及びその周辺機器の企画、開発、製造、販売、卸売、修理、保守、機器の据付工事及び輸出入ならびにリース及びレンタル業
2. コンピュータソフトウェアの受託開発、保守、販売、卸売及び輸出入ならびにリース及びレンタル業
3. コンピュータネットワークシステム及びインターネットサーバーシステムならびにインターネットシステムの構築、設計、保守、管理、運営
4. 電子通信機器、電子部品、事務用機器、家庭用電気製品の販売、卸売、修理、保守、機器の据付工事及び輸出入ならびにリース及びレンタル業
5. レコード、ビデオテープ、コンパクトディスク、音楽原盤等の企画、制作、プロデュース、製造、販売、卸売及び輸出入
6. 映画記憶媒体または音楽記憶媒体の企画・加工・販売及び卸売
7. 携帯電話及び通信機器ならびにその関連部品の販売及び卸売、修理、保守
8. インターネットを利用した通信販売業務
9. コンピュータの利用、導入に関する指導、教育セミナーのコンサルティング業務
10. IT (インフォメーションテクノロジー) 及びコンピュータソフトウェアに関するコンサルティングサービス、教習・訓練の提供
11. インターネット等コンピュータを利用した各種情報提供、各種情報検索、各種ソフトウェアの提供サービス業
12. インターネットを利用したオンラインゲームの企画、開発、運営
13. インターネット、電子出版、映像、出版、印刷物等の各種メディアの企画・制作及び配信
14. インターネットでの広告及び宣伝の提供ならびに代理
15. インターネットを利用したマーケティング、広告宣伝、商品の受注、代金決済、物流等に関わるコンピュータシステムのコンサルティング、企画、開発、販売、保守業務
16. 古物の売買
17. 中古パソコン及びその周辺機器、部品の売買
18. 有価証券の投資、運用、売買及び保有
19. 非鉄金属の販売ならびに輸出入
20. 各種機器及び計測機器(放射能関連含む)ならびにその関連商品の企画、製造、販売、卸売、保守、機器の据付工事及び輸出入ならびにリース及びレンタル業、コンサルティング業
21. 広告代理業
22. 広告の企画制作
23. 不動産の売買、賃貸借、及びその仲介ならびに所有、管理及び利用

24. 労働者派遣業
25. 生命保険の募集に関する業務
26. 損害保険代理店業
27. 企業経営上のリスクマネジメントのコンサルティング、経営指導、営業相談の受託
28. 労務コンサルティング
29. 経理事務、人事・総務事務の受託
30. 社内イントラネットの構築、運用業務の受託
31. 太陽光発電等再生可能エネルギーの生産及び売電事業
32. 酒類の販売、仕入及び輸出入
33. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業ならびに人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業
34. コンピュータスクールの運営、企画
35. コンピュータ技術者の養成に関する講習会等の企画、運営、管理及び実施
36. 学習教材の製作と販売
37. e-sports (コンピューターゲーム、ビデオゲームの競技) ビジネスの企画、開発、運営、管理業務
38. 倉庫業
39. システムアウトソーシング事業
40. ネットワークインテグレーション事業
41. セキュリティコンサルティング事業
42. 飲食店の経営
43. 仕出し弁当等の製造、販売
44. 食料品及び飲料品の販売、卸及び小売
45. 飲食店、物販店等各種店舗開発の企画及び経営コンサルティング
46. 外食事業展開
47. 前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（公告の方法）

当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

第5条（株券の発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行する株式の総数は、10,000,000株とする。

2 当社の発行可能種類株式総数は、以下のとおりとする。

1. 普通株式 9,000,000株

2. A種種類株式 1,000,000 株

第7条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第8条（株式取扱規程）

当会社の発行する株式の種類ならびに株式の名義書換、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

第9条（基準日）

当会社は、毎事業年度末現在の株主名簿に記載された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

2 前項のほか、株主、登録株式質権者として権利を行使すべき者を定めるため必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 種類株式

第10条（普通株主の取得請求権）

普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）は、いつでも、法令上可能な範囲で、当会社に対して、A種種類株式の交付と引き換えに、その有する普通株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該請求に係る普通株式1株を取得するのと引換えに、A種種類株式1株を当該普通株主に対して交付するものとする。

第11条（A種種類株式）

当会社の発行するA種種類株式の内容は、次のとおりとする。

（議決権）

A種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有さない。

第4章 株主総会

第12条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合、隨時これを招集する。

第13条（招集者及び議長）

株主総会は、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第14条（普通決議の要件）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。

第 15 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 16 条（議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長が記名捺印する。

第 17 条（種類株主総会）

第 14 条、第 16 条及び第 17 条の規定は、種類株主総会に準用する。

2 第 15 条の規定は、会社法第 324 条 1 項の規定による種類株主総会に準用する。

第 5 章 取締役及び取締役会

第 18 条（取締役会の設置及び取締役の員数）

当会社は取締役会を置き、取締役の員数は 8 名以内とする。

第 19 条（選任）

取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第 20 条（任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定期株主総会の終結のときまでとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員のため選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の残存期間とする。

第 21 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条（取締役会）

取締役会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときにはこの期間を短縮することができる。

3 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 23 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。

第 24 条（報酬）

取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 25 条（非業務執行取締役等の責任の制限）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を制限する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第 6 章 監査役及び監査役会

第 26 条（監査役及び監査役会の設置ならびに監査役の員数）

当会社は監査役及び監査役会を置き、監査役の員数は 3 名以上とする。

2 前項における監査役の過半数は、社外監査役でなければならない。

第 27 条（選任）

監査役は株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

第 28 条（任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定期株主総会の終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

第 29 条（常勤監査役）

監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 30 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、監査役会の日の 1 週間前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。

第31条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。

第32条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

第33条（監査役の責任の制限）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を制限する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第34条（報酬）

監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第35条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第7章 会計監査人

第36条（会計監査人の設置）

当会社は会計監査人を置く。

第37条（会計監査人の選任）

会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

第38条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第8章 計算

第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対しこれを行う。

第42条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議により、毎年1月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第43条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

制定	昭和59年 3月23日
改定	平成10年 7月15日
	平成11年 5月12日
	平成12年 1月20日
	平成13年10月26日
	平成14年10月29日
	平成18年10月30日
	平成23年 5月20日
	平成24年 7月18日
	平成26年 6月26日
	平成27年 1月27日
	平成27年10月28日
	平成28年 9月15日
	平成28年10月26日
	平成29年 7月 4日
	平成29年12月 1日
	平成30年 2月 1日
	平成30年10月24日
令和	元年11月 1日
令和	2年10月30日
令和	2年11月30日
令和	3年 1月25日
令和	3年10月28日

令和 4年 6月 7日

令和 5年 7月 31日

令和 6年 10月 31日

令和 7年 2月 1日

令和 7年 4月 25日